

運用 2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第 1 趣旨

水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 2 の第 1 から第 9 までの規定並びに別表、別記様式第 1 号から第 6 号まで及び第 7 号（2 (1) に示す様式を除く。）は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 1 (2) イ (ウ) ④ の規定を除く。）中、「別紙 2」とあるのは「運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 5	1 ヘクタール（北海道にあつては 3 ヘクタール、樹園地にあつては 0.5 ヘクタール）	1 ヘクタール（樹園地にあつては 0.5 ヘクタール）
第 4 の柱書き	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）第 2 の 2 の (2) の ③ の農村振興局長が別に定める実施要件	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号）第 2 の 2 の (2) の イ の別紙 1 から別紙 25 までに定める実施要件
第 4 の 1 (1) ア	20 ヘクタール（北海道にあつては 100 ヘクタール、奄美群島にあつては 10 ヘクタール）	10 ヘクタール
第 4 の 1 (2) ア、イ (イ) 及びウ (ア)	30 ヘクタール（奄美群島にあつては、おおむね 20 ヘクタール）	20 ヘクタール
第 4 の 1 (2) イ (ア)	都道府県営土地改良事業	県営土地改良事業
別記様式第 6 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	畑地帯総合整備型に係る別紙 2 の第 7 の規定	畑地帯総合整備型に係る別紙 3 運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 の第 7 の規定

別記様式第7号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、国土交通省 北海道開発局長経由 農林水産省 農村振興局長 殿)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	畑地帯総合整備型に係る別紙2の 第7の規定	畑地帯総合整備型に係る別 紙3運用2の第2において 準用する農山漁村地域整備 交付金実施要領別紙2の第 7の規定